



~若者や高齢者の消費者被害の実態と被害回復のしくみ~

日時：2018年4月24日(火) 10:30~12:30

会場：東京都生協連 3階会議室 1.2

参加人数：31名(講師含む)

開会あいさつ 東京都生協連 秋山専務理事



消費者トラブルに巻き込まれた知人を支援した経験からも、いかに一人ひとりの消費者が立場の弱いものかを痛感しています。消費者被害に関する知識を持っているか、また、被害に巻き込まれた時に相談できるサポーターが身近にいるか、そして少しの勇気を出して声をあげられるかどうかだと思います。本日の学習会を通じて私たちが身近な方の役に立てられるように、学び・考える機会にできれば幸いです。



司会
コープみらい
組合員理事
吉村真由美さん

プログラム

10:30~ 開会・開会あいさつ

10:35~ 講演①

『若者や高齢者の消費者被害の実態と被害回復のしくみ』

11:55~ 講演②

『消費者スマイル基金の意義と役割』

12:10~ 感想交流

12:30~ 閉会



私たち消費者が
2016年被害にあった
一人あたりの金額は

¥37,815



©NPO 法人消費者スマイル基金

講演① 『若者や高齢者の消費者被害の実態と被害回復のしくみ』

特定適格消費者団体消費者機構日本 専務理事 磯辺浩一さん

65歳以上の被害特徴としては訪問販売、電話勧誘が多い。その理由は在宅率が高く、固定電話を所有していること。被害が深刻な例で訪問購入がある。特定商取引法によって、事前の連絡なしに訪問購入をおこなうことは禁止されていることやクーリングオフのすることなどを知っておくとよい。また若者の被害に多いのは、マルチ取引、美容医療、タレント・モデル契約など。これらもまずは消費生活センターに相談してほしい。一方、個々の消費者の被害回復だけでは事業者は同様の行為をまた繰り返す恐れがある。そういった場合に消費者にかわって差し止め請求をおこない、事業者に不当な行為をやめさせることができるのが『適格消費者団体』。さらに、『特定適格消費者団体』は集団的な被害の回復のための訴訟を提起できる。消費者が訴訟を起こすのはよほどの被害額でない限り代理人をたてると費用倒れになるなど負担感が大きすぎる。共通の原因で多数に発生した被害については、団体が被害者をまとめてその被害額を回復できるしくみがあることを多くの人に知ってほしい。ぜひ周りの人には情報提供をお願いしたい。



講演② 『消費者スマイル基金の意義と役割』

消費者スマイル基金事務局

小林 真一郎さん



未成年取消権がなくなる見込みであることから、若年者の消費者教育、法や相談窓口の整備が今後ますます必要となる。消費者契約法改正や地方消費者行政の強化に向けた国会議員要請を全国消費者団体連絡会で取り組んでいるが、その裏付けとして東京都生協連などの地方議会要請や区市町村調査活動が活きている。消費者問題というどうしても堅いイメージだが、とても身近にある問題だ。消費者被害に苦しむ若者や高齢者を救うために適格消費者団体などが活動しているが、現状はボランティア頼みの活動を余儀なくされている。こうした消費者団体の活動を支援するために、2017年7月に『消費者スマイル基金』を発足し、初年度は6団体への助成を行い、該当団体にはとても喜んでもらった。この取り組みを集まりの場で紹介していただき、寄付などの形で応援してほしい。

感想交流&参加者の声より

- 堅いイメージがあったが、とても身近な問題だということがわかった。
- 身近な問題なのにまだまだ知られていない消費者問題を広めていきたい。
- 組合員同士で学びあう大切さを共有できた。
- 消費者行政調査活動と懇談の意義がよくわかった。
- 被害者救済のためにみんなが少しずつでも協力していくことが大切だと感じた。
- 集まりの場で参加者と一緒に勉強していただけたらいいと思う。
- 手の込んだ詐欺に立ち向かうために、消費者として学習が必要と感じた。



当日の参加者からスマイル基金に 9,002 円の支援が集まりました。ご支援ありがとうございました。